

運行管理業務委託仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この仕様書により、実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲乙協議し決定するものとする。

1 業務の目的

朝光苑デイサービスセンターにおいて実施する、通所介護事業と介護予防通所介護事業を利用する利用者の送迎について、利用者及び同センターに従事する職員の安全確保及び利便を供することを目的とする。

2 業務時間帯

委託業務は、次の範囲において行うものとする。

- ① 午前8時30分から午前10時30分まで
- ② 午後3時30分から午後 5時30分まで

3 営業日

月曜日から土曜日（振替休日と月曜日に指定された祝日を含む。）

※定休日は、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日である。

4 年間営業日数等

令和2年度	296日	} 合計日数890日
令和3年度	297日	
令和4年度	297日	

ただし、天候等諸事情により業務を中止する場合もあり得るため、あくまでも予定営業日数である。

また、営業を中止する場合は、事前に連絡するものとする。しかし、天候等により中止する場合は、営業日当日に判断することが予想されるため、運転手を派遣した時は、甲は、乙に1日当たりの金額の25%を支払うものとする。

5 支払方法

毎月の実績に基づき、支払うものとする。

6 管理車輛

- (1) 車名 ①日産 キャラバン チェアキャブ M仕様
②トヨタ ハイエースバン ウェルキャブ（リヤリフトB）
- (2) 台数 2台
- (3) 定員 1台当たり10名（車椅子2台）
- (4) 年間走行距離 約6,800km（令和2年度見込）
- (5) 登録年月日 ①平成25年3月13日 有効期間の満了する日 令和3年3月12日
②平成19年3月30日 有効期間の満了する日 令和3年3月29日
- (6) 備考 主に①の車輛を運転する
①当法人の所有
②株式会社トヨタレンタリース埼玉の所有にて、当法人が使用している。

7 業務の主な内容

- (1) 管理車輛2台の内、朝光苑デイサービスセンターが指定する1台の運転業務
- (2) 運転日誌の記入及び管理
- (3) 管理車輛の運行計画の企画、立案
- (4) 管理車輛の運行業務
- (5) 利用者の乗降介助及びリフトの操作
- (6) 事故処理等の事務手続き全般
- (7) 管理車輛の日常点検整備及び洗車（車内清掃含む）並びに別に定める「車輛点検表」の記入
- (8) 管理車輛のノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤの交換作業（交換時期目安：4月 12月）
- (9) 給油作業
- (10) 自動車任意保険の加入
対人賠償／無制限 対物賠償／無制限
搭傷賠償／1人1,000万円 入院日額15,000円 通院日額10,000円
契約内容がわかるもの（保険証券の写し等）を甲に提出すること
- (11) 委託料金に含まれない項目は次のとおり。
管理車輛の点検、修理、補修に係る作業工賃、部品費用
管理車輛の車検に係る点検費用、検査費用、諸税費用（自動車税、重量税、自賠責保険料、印紙代）

8 業務実施に当たっての遵守事項

- (1) 運行管理事業者（本業務を受託した者をいう。以下、同じ。）は、法令等を遵守し、十分な安全性を確保して車輛を運行すること。
- (2) 運行管理事業者は、善良な管理者の注意義務をもって車輛の管理、保管にあたること。
- (3) 運行管理事業者は、管理車輛が点検、修理を要する時、又は救援を必要とする場合、速やかにその旨を朝光苑デイサービスセンターへ報告し、適切な処理を講じなければならない。
- (4) 運行管理事業者は、本業務を通じて取得する個人に関する情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。
- (5) 運行管理事業者は、車輛運行に当たり、高齢者福祉の増進を目的とした事業の主旨を十分に理解すること。また、道路交通法に基づく安全運転業務を遵守するとともに、交通弱者である利用者に対し、配慮の行き届いた業務の遂行を行うこと。
- (6) 運行管理責任者は、本業務を履行するため、事前研修を実施する等して、この業務に適任の者を従事させること。
- (7) 業務従事者は、管理車輛の運行前点検から運行後点検まで万全に行うとともに、車輛の清潔を保つこと。
- (8) 業務従事者は、細心の注意をもって本業務に当たるとともに、利用者に対しふさわしい態度をもって接しなければならない。
- (9) 業務従事者は、運行の途中一時駐車する時は、管理車輛から離れてはならない。ただし、やむを得ず離れる時は、盗難及び損傷防止のための措置を講ずること。
- (10) 業務従事者は、交通事故その他緊急事態が発生した時は、直ちに適切な措置を講じ、朝光苑デイサービスセンターに報告しなければならない。

- (11) 運行管理事業者は、業務従事者全員の運転免許証の写しを提出すること。
業務従事者に変更があった場合も同様とする。

9 運行区間等

- (1) 運行コースは、通所介護事業・予防通所介護事業利用者の居住地を勘案して、運行管理事業者と朝光苑デイサービスセンターで協議の上決定するものとする。また、運行にあたっては、利用者の乗降場所を予定時刻に到着するよう留意すること。
- (2) 通所介護事業・予防通所介護事業の臨時的な事業で運行が必要になる場合は、運行管理事業者と朝光苑デイサービスセンターで事前協議の上、行うものとする。なお、運行上発生する駐車料金、有料道路通行料は、社会福祉法人朝霞地区福祉会（朝光苑デイサービスセンター）の負担とする。
- (3) 運行の際、朝光苑デイサービスセンターの職員が添乗員として同乗する。
- (4) 運行については、管理車両2台を朝光苑デイサービスセンターと運行管理事業者がそれぞれ運転する。
- (5) 1台当たり原則1日4便（迎え2便、送り2便）体制で行う。